

中日本航空株式会社所属ユーロコプター式AS350B3型
JA02AHの航空重大インシデントについて
(経過報告)

令和5年9月28日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和4年10月24日、福井県大野市内の湯上発電所付近において中日本航空株式会社所属ユーロコプター式AS350B3型JA02AHが、つり下げているスリング・ケーブルを送電線に接触させ、フック及びスリング・ケーブルの一部が落下した航空重大インシデントについて、令和4年10月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

中日本航空株式会社所属ユーロコプター式AS350B3型JA02AHは、令和4年10月24日（月）、福井県大野市内の湯上発電所付近での物資輸送終了後、湯上発電所荷つり下ろし場から福井県大野市内の九頭竜スキー場場外離着陸場（以下「九頭竜場外」という。）へ向けて飛行中、13時08分ごろ、つり下げているスリング・ケーブルが送電線に接触して切断し、フック及びスリング・ケーブルの一部が落下した。スリング・ケーブルが切断し損傷したほか、送電線に軽微な損傷があった。機体の損傷及び機内外の人員への被害はなかった。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第16号中に規定された「物件を機体の外につり下げている航空機から、当該物件が意図せず落下した事態」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和4年10月24日、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、接触

したスリング・ケーブル及び送電線の状況の調査、気象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機には、機長が右操縦席に、機上整備士が客室左席に着座していた。同機は、福井県大野市内の九頭竜場外を離陸し、No. 21 荷つり下ろし場から湯上発電所まで、7回の物資輸送を行った後、九頭竜場外に戻る途中の13時08分ごろ、左前方に視認した大きな鳥を回避した際、つり下げていた長さ21mのスリング・ケーブルが送電線に接触して切断し、フック及びスリング・ケーブルの一部が落下した。スリング・ケーブルが切断し損傷したほか、送電線に軽微な損傷が生じた。機体及び乗員に異常はなかった。

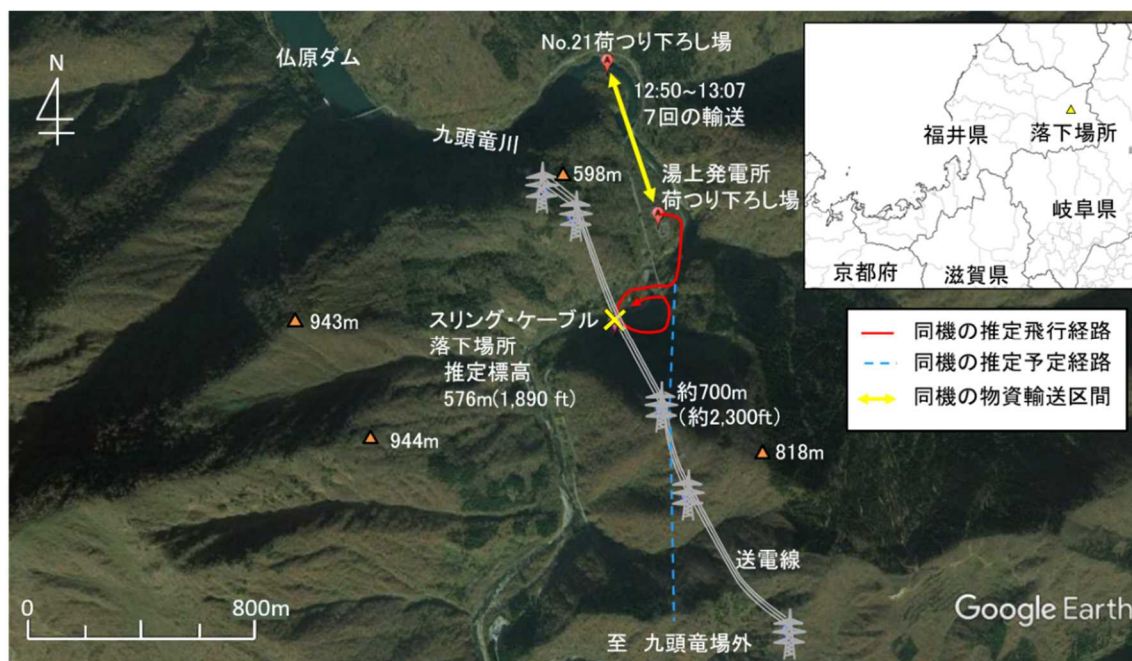


図1 同機の物資輸送終了後から送電線接触位置までの推定飛行経路

(2) 死傷者

なし

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 航空機の損壊以外の損壊に関する情報

① 送電線の損傷：軽微

② スリング・ケーブルの損傷：破断及び接触箇所の焼損

(5) 気象

重大インシデント現場から北西約 13 km に位置する大野地域気象観測所の重大インシデント関連時間帯の観測値は、次のとおりであった。

13 時 10 分 風向 西南西、風速 3.4 m/s、
気温 17.5℃、日照時間 1.0 時間、
降水量 0.0 mm

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに作成した報告書案について、関係国への意見照会を行う。